



平成23年5月13日

各 位

会社名 株式会社 新潟放送
代表者名 代表取締役社長 竹石松次
(JASDAQ・コード 9408)
問合せ先 取締役経営管理局长 嘉瀬 清
(TEL. 025-267-4111)

定款一部変更及び監査役2名選任に関するお知らせ

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」及び「監査役2名選任の件」を平成23年6月29日開催予定の第81回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「放送法等の一部を改正する法律」(平成22年法律第65号)が施行されることにより、「放送法」(昭和25年法律第132号)に定める従来の放送区分が「基幹放送」と「一般放送」に変更されるため、所要の変更を行うとともに、効力の発生日を「放送法等の一部を改正する法律」(平成22年法律第65号)の施行日とする旨の附則を設けるものであります。
- (2) 当社は、会社法第2条第6号に定める大会社ではありませんが、株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」第8条の規定により、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため監査役会を設置することとし、所要の変更及び新設を行うものであります。
- (3) その他、字句の修正並びに条数の変更等、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容については別紙のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議	平成23年5月13日
定時株主総会開催(予定)	平成23年6月29日
定款変更の効力発生日	平成22年6月29日

II. 監査役2名選任の件

1. 監査役2名選任の理由

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社ではありませんが、株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」第8条の規定を受け、監査役会を設置することとなり、会社法第335条第3項の規定により、監査役を増員するため、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本件は「I. 定款一部変更の件」が承認されることを条件としており、監査役全員の同意を得ております。

2. 監査役候補者

(1) 中山 輝也 昭和12年6月9日生

略 歴	昭和48年4月 現(株)キタック代表取締役社長 (現在に至る) 平成17年4月 新潟経済同友会代表幹事 (現在に至る) 平成18年3月 社会福祉法人知足常楽会理事長 (現在に至る) 平成19年11月 財団法人新潟県国際交流協会理事長 (現在に至る)
-----	---

(2) 瀬賀 弥平 昭和22年4月23日生

略 歴	昭和41年4月 関東信越国税局 入局 平成16年7月 関東信越国税不服審判所 国税審判官 平成18年7月 越谷税務署長 平成19年8月 瀬賀弥平税理士事務所開設 (現在に至る)
-----	---

(3) 就任予定日

平成23年6月29日(第81回定時株主総会開催予定日)

以 上

【 別 紙 】

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 放送法による<u>一般放送事業</u></p> <p>2.</p> <p>↳ (省略)</p> <p>15.</p> <p>第 3 条</p> <p>↳ (条文省略)</p> <p>第 28 条</p> <p>第 5 章 監 査 役</p> <p>(監査役の設置)</p> <p>第 29 条 当社は、監査役を置く。</p> <p>(定 員)</p> <p>第 30 条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>第 31 条</p> <p>↳ (条文省略)</p> <p>第 32 条</p> <p>(常任監査役)</p> <p>第 33 条 監査役は、<u>互選により、常任監査役を定める</u>ことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 放送法による<u>基幹放送事業及び一般放送事業</u></p> <p>2.</p> <p>↳ (現行どおり)</p> <p>15.</p> <p>第 3 条</p> <p>↳ (現行どおり)</p> <p>第 28 条</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>(定 員)</p> <p>第 30 条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>第 31 条</p> <p>↳ (現行どおり)</p> <p>第 32 条</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定</u>することができる。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮</u>することができる。</p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 34 条 　　(条 文 省 略)</p> <p>第 42 条</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>(監 査 役 会 規 則)</u></p> <p>第 35 条　<u>監 査 役 会 に 関 す る 事 項 は、 法 令 　　ま た は 本 定 款 の ほ か、 監 査 役 会 に 　　お い て 定 め る 監 査 役 会 規 則 に よ る。</u></p> <p>第 36 条 　　(現 行 ど お り)</p> <p>第 44 条</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条　　第 2 条 第 1 号 の 変 更 は、 「<u>放 　　送 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律</u> 　　(平 成 22 年 法 律 第 65 号) の 施 行 　　日 を 効 力 発 生 日 と し、 本 条 の 規 　　定 は、 同 日 を も っ て 削 る も の と 　　す る。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上